

5 農産第 5034 号
令和 6 年 3 月 22 日

東北農政局生産部長	}	殿
関東農政局生産部長		
北陸農政局生産部長		
東海農政局生産部長		
近畿農政局生産部長		
中国四国農政局生産部長		
九州農政局生産部長		
北海道農政部長		
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長		

農産局果樹・茶グループ長※¹

果樹における凍霜害防止策の徹底について

果樹において、凍霜害（生育期のうち低温耐性の低い時期の低温遭遇により起こる害を言う。以下同じ。）は、収穫物の減収や品質低下を招き、農業経営に大きな影響を及ぼす重要な気象災害である。また、近年、急激な気象変動や温暖化等の影響により頻繁に凍霜害が発生しており、令和 5 年度には、凍霜害により花芽が枯死するなど、国内各地で甚大な被害が発生したところである。

本年においては、気象庁の 1 か月予報により、向こう 1 か月の平均気温が高く推移する可能性が高いとされており、今後生育の前進が見込まれ、不意な低温により凍霜害が発生するリスクが高まっている。

こうした状況を踏まえ、貴局管内の関係都道府県※²に対し、下記の事項に留意の上、指導の徹底を図られたい。

記

1 凍霜害に対する事前対策

- (1) 晩冬が高温傾向で推移した場合、また、発芽・萌芽が平年と比較して早期に観測された場合等、凍霜害の発生が懸念されることから、気象予報機関の

発表する低温に係る予報や営農指導機関の指導に沿って、防霜ファンの稼働、燃焼資材の活用等により凍霜害の発生防止に努めること。

- (2) 燃焼資材を活用して空気を循環することで凍霜害を防ぐ場合は、火災防止等の観点から周辺環境に十分配慮し、固形燃料や灯油、軽油等ばい煙の発生が少ない燃料を使用すること。
- (3) 凍霜害の発生が懸念される場合や、品種間の開花時期の不揃い、訪花昆虫の活動低下による受粉の不良等による結実不良が懸念される場合は摘蕾・摘花を控えめに行うこと。特に凍霜害に弱い樹種・品種の作業は作業適期の範囲でできるだけ遅らせること。
- (4) 確実な結果のため、人工授粉等を含め基本的技術を励行することとした上で、蕾や開花の時期に凍霜害の発生が懸念される場合は、残存花への人工授粉（確保している花粉の範囲内で実施）を行い、結実の確保に努めること。

2 凍霜害の発生リスクの高い時期における対策

- (1) 気象予報機関の発表する低温に係る予報、営農指導機関の指導に傾聴し、凍霜害のリスクがある場合には、積極的に防霜対策を検討すること。
- (2) なお、これまでの凍霜害の発生時には、以下のような気象状況となることがあるので留意をすること。
 - ① 夜間を通じて上空に雲が無く、風が弱い場合（放射冷却が予想される状況）
 - ② 夕方の湿度が比較的低い場合

3 凍霜害発生後の被害軽減

- (1) 幼果が霜害を受けた場合は、果実の状態を十分観察した上で摘果を実施すること。
- (2) 病害虫の早期発生が懸念されるため、果樹園での発生状況や病害虫発生予察情報等に留意し、適時適切な防除に努めること。
- (3) 罹病部位の除去等ほ場の衛生管理に努めること。

4 凍霜害発生リスクとなる栽培管理上の留意点

草生栽培において下草が伸びた状態や、敷きワラ等のマルチ栽培は、日中の地温の上昇や夜間の土壌からの放熱を妨げ、園内の冷却を助長することから、下草は常に低く刈り込むとともにマルチは凍霜害の危険期を過ぎてから行うこと。

※施行注意

- ・ 下線部※1について、北海道農政部及び内閣府沖縄総合事務局宛ての場合は

「農林水産省農産局果樹・茶グループ長」とする。

- ・ 下線部※２については以下のとおりとする。

東北、北陸、東海、中国四国、九州農政局宛ての場合は「貴局管内の関係県」

関東農政局宛ての場合は「貴局管内の関係都県」

近畿農政局宛ての場合は「貴局管内の関係府県」

北海道農政部宛ての場合は「貴管内」

内閣府沖縄総合事務局宛ての場合は「貴局管内」